



株式会社 明電舎

証券コード：6508

第 161 期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）

午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

目次

■ 株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	
■ 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	51
■ 監査報告書	53

議決権行使について

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時15分

地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、 新しい社会づくりに挑む

～「サステナビリティ・パートナー」を目指して～

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は1897年の創業から128年、ものづくりメーカーとして技術や製品・サービスを幅広く創出し、多くのお客様から信頼されご愛顧いただいております。また、サステナビリティ経営を推進し、「人・技術」を通じて社会課題を解決し、企業価値の向上に取り組んでおります。

2021年度にスタートした「中期経営計画2024」では、「ジャンプ」のフェーズとして、事業拡大と利益率の向上を両立させる『質の高い』成長に向けた各種施策を実施し、最終年度には受注高、売上高、営業利益いずれも目標を達成することができました。

本年が初年度となる「中期経営計画2027」では、「製品」「事業」「技術」それぞれの成長戦略を経営戦略の中心に据えます。そして、これまでに高めてきた明電グループ全体の資本・人材の力を結集し、更に大きく展開させていくことで経済的価値と社会的価値の両面を創出し、企業価値向上を目指します。

さて、当社第161期定時株主総会を右記のとおり開催いたします。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役 執行役員社長

井上晃夫



企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株 主 各 位

第161期 定時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時 2025年6月25日(水曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第161期(自2024年4月1日 至 2025年3月31日) 事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第161期(自2024年4月1日 至 2025年3月31日) 計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、事業報告等の内容について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト及び東京証券取引所(東証)ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

当社ウェブサイト(株主総会ページ)



https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/

東証ウェブサイト

(東証上場会社情報サービス)



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名「明電舎」又は証券コード「6508」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

- 当日ご出席されない場合は、3頁・4頁に従って郵送又はインターネットにより議決権をご行使ください。
- 当日の様子は、後日当社ウェブサイトにて配信する予定です(公開後約3か月間)。

以 上

- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書・連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書・個別注記表は、法令及び当社定款の規定に基づき、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載していますので、株主様(書面交付請求をいただいた株主様を含みます。)に対して交付する書面には記載していません。なお、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載します。

議決権行使についてのご案内

株主総会に出席される場合



開催日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会に出席されない場合

郵送



行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット



行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時15分受付分まで

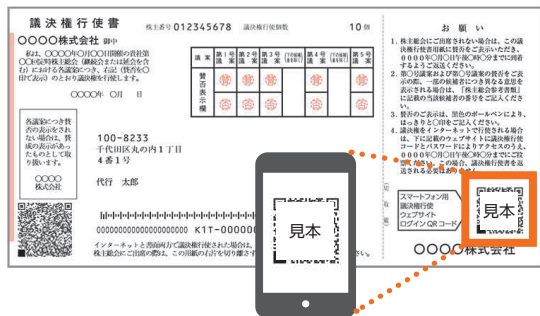
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使の方法は次頁をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使[®]」による方法 (スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)

- 1 スマートフォンやタブレット端末から議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使が可能です。



- 2 QRコードを読み取り後は、画面の指示に従って、賛否をご入力ください。

「スマート行使[®]」による議決権行使は1回に限り可能です。行使内容を変更する場合は、右記のPC向け議決権行使ウェブサイトへアクセスし、「議決権行使コード・パスワード入力」により再度、行使をお願いいたします。

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法 (PC向け議決権行使ウェブサイト)

- 1 パソコンやスマートフォン、携帯電話から、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使が可能です。



「議決権行使コード」を入力

「パスワード」を入力

- 2 以降は、画面の指示に従って、賛否をご入力ください。

機関投資家のみさまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」がご利用いただけます。



インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策に基づき、2024年度の業績及び今後の事業展開等を勘案したうえで、第161期の期末配当は以下のとおりとしたいと存じます。

配当政策

株主のみなさまへの適切な利益還元を経営の重要課題として位置づけており、株主資本の充実と株主資本利益率の向上を図るとともに、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としています。

また、剰余金の配当は中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としています。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

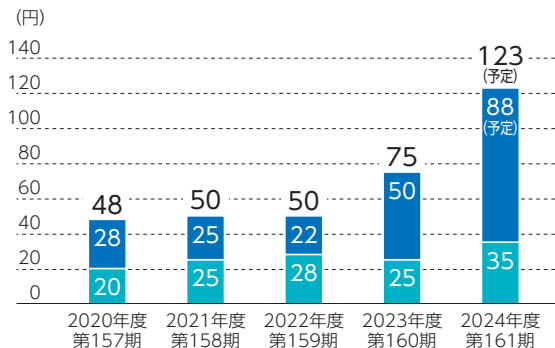
内部留保は、市場競争力の維持・向上のために、設備投資及び研究開発投資へ効果的に充当することとしています。

1 配当財産の種類
金銭

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき…………… 金**88**円
総額…………… **3,992,154,144**円
中間配当金（1株につき金35円）を含め、
第161期の配当金の総額は、1株につき
金123円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日

(ご参考) 1株当たり年間配当金



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任を願いたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	第161期における 取締役会出席状況	在任 期間
1	み い だ たけし 三井田 健 再任	男性	代表取締役 執行役員会長 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	13年
2	いの うえ あき お 井上 晃夫 再任	男性	代表取締役 執行役員社長 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	2年
3	すず き まさ ひこ 鈴木 雅彦 再任	男性	代表取締役 執行役員副社長 産業電子モビリティグループ長 経営企画・海外事業・ 地域エネルギーソリューション担当	100% (10回/10回)	1年
4	あ だ ち ひる じ 安達 博治 再任 社外 独立	男性	取締役（社外取締役）	100% (13回/13回)	3年
5	きの した まなぶ 木下 学 再任 社外 独立	男性	取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	2年
6	しら い く み こ 白井久美子 再任 社外 独立	女性	取締役（社外取締役）	100% (10回/10回)	1年

再任 …再任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者

独立 …東京証券取引所届出独立役員

（注）鈴木雅彦及び白井久美子の両氏の出席状況は、就任日（2024年6月25日）以降に開催された取締役会を対象としています。

候補者
番号

1

み い だ たけし
三井田 健

再任

生年月日	1955年8月16日（満69歳）
所有する当社株式の数	28,600株
取締役会出席状況	100%（13回／13回）
取締役在任期間	13年



略歴

- 1978.4 当社 入社
- 2008.4 執行役員 経営企画グループ長 経営企画部長
- 2011.4 常務執行役員 経営企画グループ長 経営企画部長
- 2012.4 専務執行役員 経営企画グループ長
- 2012.6 取締役 専務執行役員 経営企画グループ長
- 2015.4 代表取締役 取締役副社長
- 2018.6 代表取締役 取締役社長
- 2018.12 **指名・報酬委員会委員** 現在に至る
- 2022.6 代表取締役 執行役員社長
- 2023.6 **代表取締役 執行役員会長** 現在に至る
- 2024.6 日東紡績株式会社 社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

日東紡績株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2018年から取締役社長（2022年から執行役員社長）、2023年から執行役員会長として当社グループの経営全般を担うとともに、取締役会議長として取締役会の監督機能の強化や実効性向上を推進しています。

上記の経験と実績を活かし、当社グループ経営の舵取り役として取締役会の議論を更に活性化させることにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

いのうえ

井上

あきお

晃夫

再任

生年月日	1964年9月13日（満60歳）
所有する当社株式の数	16,800株
取締役会出席状況	100%（13回／13回）
取締役在任期間	2年



略歴

- 1987.4 当社 入社
- 2014.4 経営企画グループ長 経営企画部長
- 2015.4 執行役員 経営企画グループ長 経営企画部長
- 2018.4 執行役員 経理・財務グループ長
- 2020.4 常務執行役員 経理・財務本部長
- 2022.4 専務執行役員 経理・財務本部長
- 2023.6 代表取締役 執行役員社長 指名・報酬委員会委員 現在に至る

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり事業グループの企画管理、経営企画、経理・財務に携わり、2023年から執行役員社長として、当社グループの経営全般及び「中期経営計画2024」の全体統括者として当社グループの経営に尽力しました。

上記の経験と実績を活かし、「中期経営計画2027」の全体統括者として経営に携わることにより、「中期経営計画2027」の推進及び取締役会の監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

すずき まさひこ
鈴木 雅彦

再任

生年月日	1962年5月20日（満63歳）
所有する当社株式の数	13,700株
取締役会出席状況	100%（10回／10回）
取締役在任期間	1年



略歴

- 1985.4 当社 入社
- 2015.4 動計・搬送システム事業部 技術部長
- 2017.4 執行役員 動計・搬送システム事業部長
- 2018.4 執行役員 動力計測システム事業部長
- 2019.4 常務執行役員 研究開発本部長
- 2022.4 専務執行役員 産業電子モビリティグループ長
- 2024.4 執行役員副社長 産業電子モビリティグループ長
- 2024.6 代表取締役 執行役員副社長 産業電子モビリティグループ長 現在に至る

担当

経営企画・海外事業・地域エネルギーソリューション

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

主に産業分野における技術者としての豊富な経験と実績をもとに、2024年から執行役員副社長として当社グループの経営全般を担うとともに、「中期経営計画2024」においては産業電子モビリティグループ長として、事業拡大に尽力しました。

上記の経験と実績を活かし経営に携わることにより、「中期経営計画2027」の推進及び取締役会の監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

あ だ ち ひ ろ じ
安達 博治

再任

社外

独立

生年月日	1956年9月1日（満68歳）
所有する当社株式の数	1,200株
取締役会出席状況	100%（13回／13回）
取締役在任期間	3年



■ 略歴

- 2008.4 新日本石油株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）執行役員
- 2012.6 JXホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）常務執行役員
- 2014.6 東邦チタニウム株式会社 社外取締役
- 2015.6 JXホールディングス株式会社（現 ENEOSホールディングス株式会社）取締役 常務執行役員
国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社INPEX）社外取締役
株式会社丸運 社外取締役
- 2020.4 ENEOSホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員 チーフデジタルオフィサー
- 2020.6 同社 取締役 副社長執行役員 チーフデジタルオフィサー
ENEOS株式会社 取締役 副社長執行役員 チーフデジタルオフィサー 社長補佐
- 2021.6 ENEOSホールディングス株式会社 理事
- 2022.6 当社 取締役（社外取締役）現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、研究開発やものづくり、環境経営の取組み等を通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化や適切なリスクテイクのための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

きのした
木下

まなぶ
学

再任

社外

独立

生年月日

1954年5月17日（満71歳）

所有する当社株式の数

400株

取締役会出席状況

100%（13回／13回）

取締役在任期間

2年



略歴

- 2006.4 日本電気株式会社 企業ソリューションビジネスユニット 流通・サービスソリューション事業本部長
- 2008.4 同社 執行役員
- 2010.4 同社 執行役員常務
- 2010.6 同社 取締役
- 2016.4 同社 執行役員副社長
- 2018.4 同社 シニアオフィサー
- 2020.6 住友金属鉱山株式会社 社外取締役 現在に至る
アルフレッサ ホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る
- 2023.6 当社 取締役（社外取締役） 指名・報酬委員会委員 現在に至る

重要な兼職の状況

- 住友金属鉱山株式会社 社外取締役
- アルフレッサ ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識、マーケティングやデジタルによる事業変革等を通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化やDX・事業変革のための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

し ら い く み こ
白井 久美子

再任

社外

独立

生年月日 1962年12月17日（満62歳）

所有する当社株式の数 300株

取締役会出席状況 100%（10回／10回）

取締役在任期間 1年



略歴

- 2004.4 日本ユニシス・ラーニング株式会社 代表取締役社長
- 2005.4 特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会 副理事長 現在に至る
- 2006.4 日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY株式会社）人材育成部長
- 2007.4 同社 総合研究所 NETセンター長
- 2009.4 同社 技術統括部長
- 2014.4 一般社団法人国際P2M学会 監事
- 2016.4 日本ユニシス株式会社（現 BIPROGY株式会社）組織開発部長
- 2017.4 同社 執行役員 業務部門担当役員 CRMO CISO CPO
- 2019.4 同社 執行役員 人事部門担当役員 人事部長
- 2022.4 同社 グローバルビジネス部門担当役員 グローバルビジネス部長
- 2023.4 ユニアデックス株式会社 常務執行役員 CISO CPO
一般社団法人国際P2M学会 理事 副会長 現在に至る
- 2024.6 当社 取締役（社外取締役）現在に至る

重要な兼職の状況

- 特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会 副理事長
- 一般社団法人国際P2M学会 理事 副会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる豊富な経営経験やシステムエンジニアとしての経験に基づくデジタル分野の幅広い見識、企業風土改革及び人材開発に関する幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化やDX・人的資本経営推進のための指導・助言等の役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安達博治、木下学及び白井久美子の各氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、各氏を独立役員として同証券取引所に届け出ています。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、再任社外取締役候補者である安達博治、木下学及び白井久美子の各氏と、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、同契約を更新する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が原案どおり選任された場合は、各候補者を被保険者として2025年7月に同契約を更新する予定です。保険料は当社が全額負担しています。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしていますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以 上

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

株式会社明電舎（以下、「当社」という。）は、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員、その他これに準じる者及び使用人（以下、「業務執行者」という。）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
2. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社又は相手方の連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
3. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループの連結総資産の2%を超える貸付を当社グループに行っている金融機関の業務執行者
4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が連結売上高の2%を超える法人等の団体の業務執行者
6. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が年間総収入の2%を超える法人等の団体の業務執行者
7. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
8. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
9. 当社グループの業務執行者を社外役員として受け入れている会社の業務執行者又は常勤監査役
10. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族のうち、部長格以上の業務執行者、その他これに準じる使用人等重要な者

以 上

【ご参考】 当社の取締役会の構成（スキルマトリックス）

当社は、2030年のありたい姿・ビジョンとして掲げている「地球・社会・人に対する誠実さと共創力で、新しい社会づくりに挑む ～サステナビリティ・パートナー～」を実現するために取り組む必要のある中長期的な重要課題（マテリアリティ）を踏まえ、「中期経営計画2027」を策定しています。これらの遂行のため、取締役会が実効性の高い監督機能を発揮し、経営に関する重要な意思決定を行うために、取締役として備えるべき専門性をスキルマトリックスとして整理しています。

これを踏まえ、取締役候補者の能力、見識及び経験等に基づき、適切な人財配置ができるよう取締役候補者を選定しています。

【取締役会に必要なスキル項目と採用理由】

当社は下記の理由により、当該スキルや経験を持つ取締役会メンバーが必要であると考えています。

スキル項目	スキル採用理由
企業経営・サステナビリティ	新しい社会づくりに挑み、企業価値を持続的に向上させていくために、経営基盤の再構築、コーポレートガバナンス体制の強化及びM&Aを含む将来を見据えた成長戦略の立案等の経営の方向性を明示するなど、企業経営に関する知見、経験が重要であるため。
DX	人とデジタルの調和を実現するために、生成AI等の革新的なデジタル技術を業務改革や事業変革に活用する知見、経験が重要であるため。
財務・会計	資本コストを把握したうえで、効率的に運用した経営資源を更なる成長に向けた投資と株主還元等に最適に配分するとともに、正確な財務報告を行うため。
法務・内部統制	誠実で責任ある事業運営の基盤となる内部統制及びコンプライアンス／リスクマネジメント体制を強化するため。
人財開発・DEI	人財開発とDEIを推進することによって、個を惹きつける組織と多様でイキイキと働く人財が共に成長・活躍できる環境と企業風土を実現するため。
営業・マーケティング	営業戦略及びマーケティングにより、注力領域へのリソースの最適配分を実現し、既存事業の成長及び将来を見据えた新しい事業へ挑戦するため。
グローバル	強みとする領域の更なる強化と新たな領域開拓による海外事業の拡大を実現するため、海外での事業経験や国際情勢、政策動向等に関する知見、経験が重要であるため。
研究開発・イノベーション	将来の社会課題や変化を見据え、ありたい姿を描き、未来に向けた技術や事業の可能性を探る研究（指向型研究）や共創によるイノベーションにより、新技術や新事業を創出し、価値提供をアップグレードするため。
ものづくり	当社が誇るものづくりの力の進化により、安全、品質及び生産性を向上させ、レジリエントなサプライチェーンの構築を推進することで、安心・安全・便利な社会の実現に貢献するため。
環境	カーボンニュートラルへの貢献を推進するために、環境貢献事業の拡大及びバリューチェーン全体の脱炭素化を中心としたグリーン戦略等に関する知見、経験が重要であるため。

【第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成】

地位	氏名	取締役候補者・取締役監査等委員に期待するスキル									
		企業経営 サステナ ビリティ	DX	財務 会計	法務 内部統制	人財開発 DEI	営業 マーケ ティング	グローバル	研究開発 イノベー ション	もの づくり	環境
取締役	 三井田 健	●	●		●	●	●				
	 井上 晃夫	●	●	●	●	●					●
	 鈴木 雅彦	●		●				●	●	●	●
	 安達 博治 (社外取締役)	●	●					●	●	●	●
	 木下 学 (社外取締役)	●	●			●	●		●		
	 白井久美子 (社外取締役)	●	●			●		●			●
取締役監査等委員	 加藤 誠治	●		●	●				●		
	 林 敬子 (社外取締役)	●		●	●	●					
	 黒田 隆 (社外取締役)	●			●	●	●	●			
	 西野 敏哉 (社外取締役)	●		●	●	●	●				

- (注) 1. 上記のスキルマトリックスは、当社が取締役候補者及び取締役監査等委員に対して特に期待するスキルであり、各人が有する全ての知見・経験を表すものではありません。
2. 社外取締役候補者及び社外取締役監査等委員は、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

【ご参考】 政策保有株式に関する状況

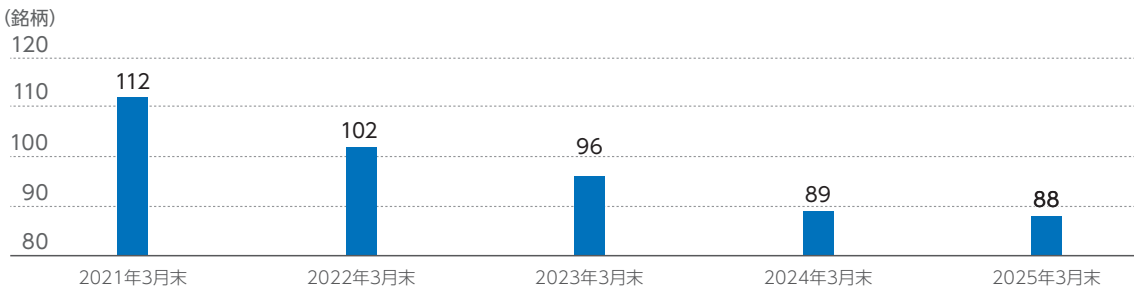
当社は、市場等の状況を踏まえ、取引の維持・拡大及び提携・アライアンス先等のパートナーとの中長期的な協力関係の担保・強化を目的とし、企業価値向上に資する政策保有株式を保有する一方で、保有意義や合理性を認められなくなった政策保有株式は売却の検討を行うことを基本方針としています。

この方針のもと、現在保有している上場株式については、銘柄毎にそのリターン（配当金・関連取引利益額等）と時価の比率が目標資本コストの水準に達しているかという点や、政策面の要素等を、毎年の取締役会において総合的に検証のうえで、保有又は縮減を決定しています。

2024年度は、2024年3月末時点で89銘柄（貸借対照表計上額262億8千万円）保有していた上場株式及び非上場株式のうち、貸借対照表計上額が上位であった上場株式1銘柄を全数売却、非上場株式1銘柄の解散による減少、ゴルフ会員権の新規取得によって1銘柄増加した結果、2025年3月末時点での保有銘柄数は88銘柄となり、貸借対照表計上額232億2千1百万円に減少しています。これは2025年3月末における連結純資産残高の16.3%です。なお、当社はみなし保有株式を保有していません。

2025年度は、上記基本方針のもと、「中期経営計画2027」における成長戦略・投資戦略と連動した持続的な価値創造のための原資確保を意識しつつ、政策保有株式の検証及び適切な対応を進めます。

【過去5年間の政策保有株式銘柄数の縮減推移】





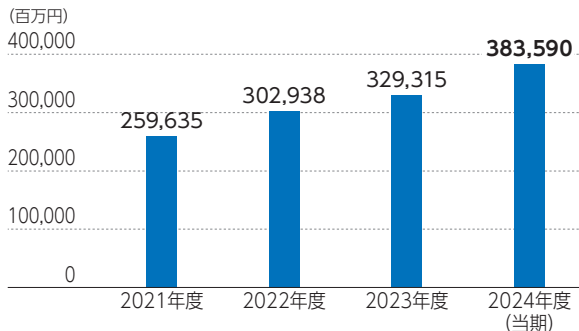
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

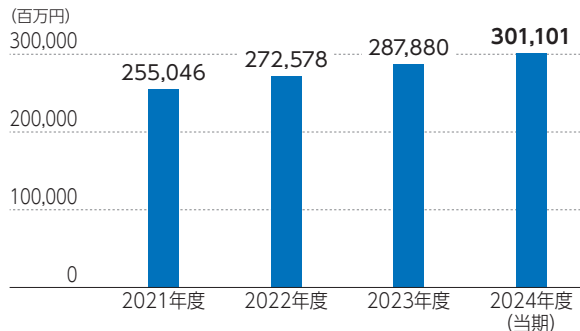
	2021年度 第158期	2022年度 第159期	2023年度 第160期	2024年度 第161期(当期)
受注高 (百万円)	259,635	302,938	329,315	383,590
売上高 (百万円)	255,046	272,578	287,880	301,101
営業利益 (百万円)	9,468	8,539	12,731	21,512
経常利益 (百万円)	10,206	8,823	13,385	21,192
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,733	7,128	11,205	18,487
1株当たり当期純利益 (円)	148.43	157.13	247.00	407.51
総資産 (百万円)	290,899	307,390	334,787	341,347
純資産 (百万円)	105,421	110,881	129,488	142,212



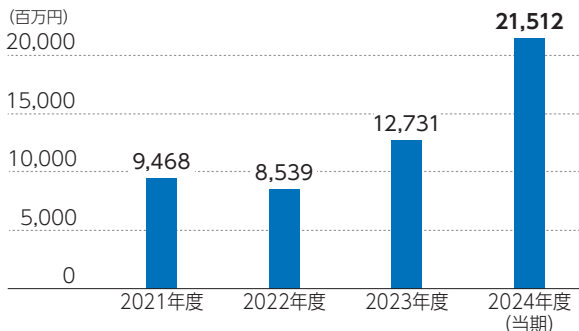
受注高



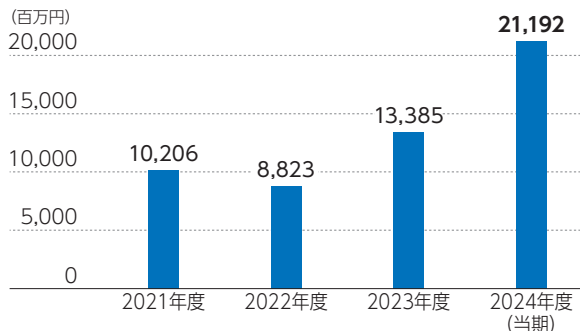
売上高



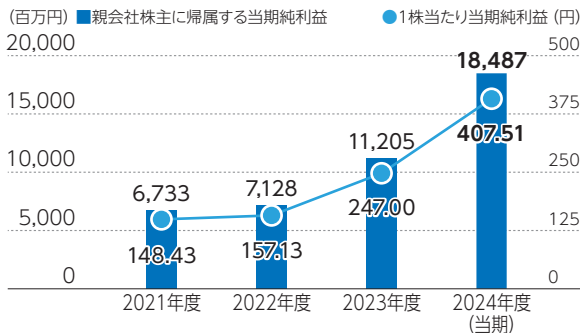
営業利益



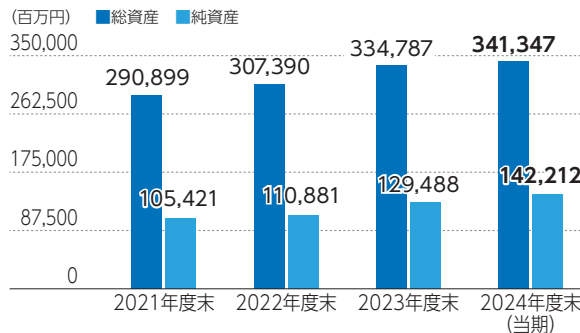
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益



総資産 / 純資産



(2) 事業の経過及びその成果

2024年度のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が進み、旺盛なインバウンド需要などにより、景気は緩やかに持ち直している一方で、円安や米国の関税政策を背景とした原材料価格やエネルギー価格の高騰の影響等により、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社の関連する市場においては、国内電力市場では設備更新需要が拡大し、海外先進国を中心にSF6ガス不使用製品の需要が高まるなど、当社の事業に好影響を及ぼしています。また、半導体市況の需給調整は徐々に回復の兆しが見える一方で、自動車事業でのEVシフトの勢いが弱まり、当社のEV事業の業績に少なからず影響を与えました。

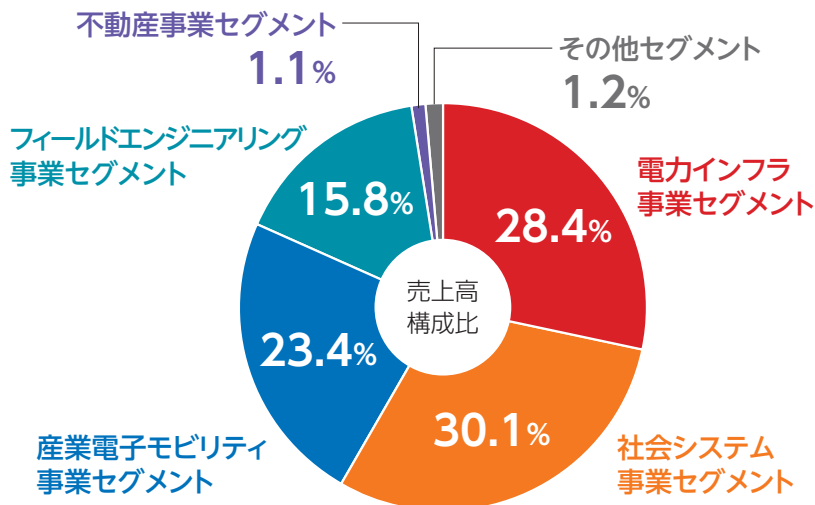
このような中、「中期経営計画2024」の最終年度となった2024年度は計画完遂に向け、市場需要の積極的な取込みや環境に資する事業・製品への注力、海外事業における収益基盤の強化を進めました。並行してグリーン戦略・人的資本といったサステナビリティ経営の各種施策展開を推し進め、価値創造基盤の強化にも努めました。

その結果、当期の連結業績は受注高が前期比16.5%増の3,835億9千万円、売上高が前期比4.6%増の3,011億1百万円、営業利益が前期比69.0%増の215億1千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比65.0%増の184億8千7百万円となりました。いずれも過去最高値を更新し、「中期経営計画2024」で掲げた目標を達成しました。

■当期の連結業績



■売上高構成比

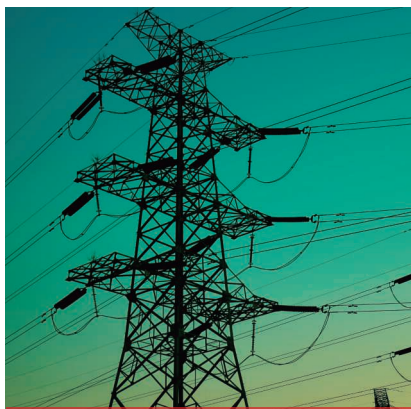


(注) 売上高構成比は外部顧客に対する売上高から算出しており、セグメント間の取引を含んでいません。

各事業セグメントの状況

※売上高実績はセグメント間の取引を含んでいます。

※当社は、2023年度に明電商事株式会社を吸収合併したことに伴い、当期より当社が手掛けていた事業のセグメント区分の変更を行っています。以下、前年同期比較については、当該変更を反映した前年同期の数値を用いています。



主要な事業内容(製品・サービス)

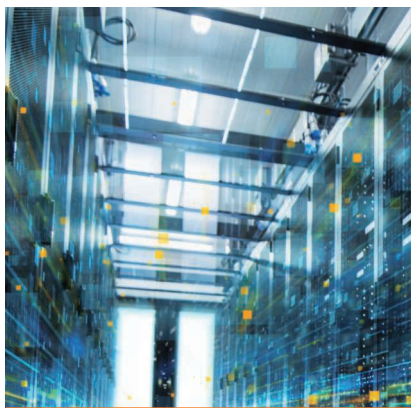
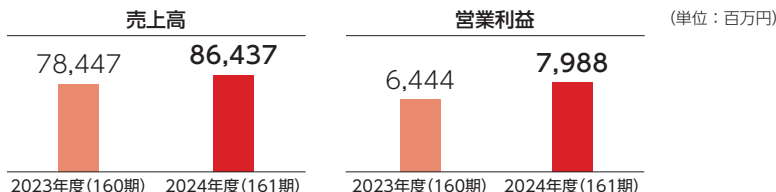
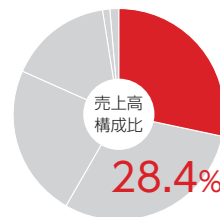
発電機、変電製品(変圧器、スイッチギヤ、避雷器等)、発電・変電・配電システム、監視制御設備、水力発電設備、エネルギーシステム

電力インフラ事業セグメント

電気を作り、送るための重電機器やシステムを電力会社等に提供する事業を行っています。

売上高は前期比10.2%増の864億3千7百万円、営業利益は前期比15億4千4百万円改善の79億8千8百万円となり、売上高及び営業利益いずれも過去最高となりました。

海外を主体とする変電事業については、シンガポール・ドイツ・インド等における需要の伸びや収益性改善の取組みにより、増収増益となりました。また、国内主体の電力エネルギー事業についても、電力会社向け案件の需要増を背景に、増収増益となりました。



主要な事業内容(製品・サービス)

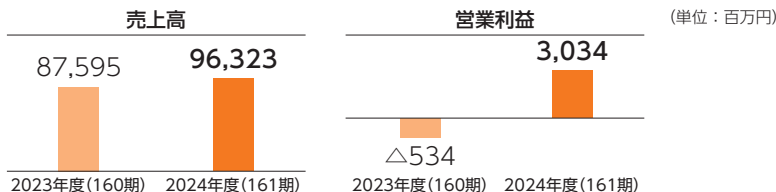
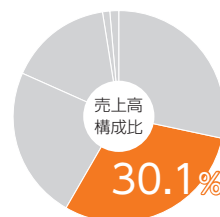
発電・変電・配電システム、監視制御設備、無停電電源装置、電鉄システム、水インフラシステム、上下水道維持管理、セラミック平膜

社会システム事業セグメント

電気の需要家となる官公庁、鉄道事業者、民間企業等に、重電機器やシステムを提供する事業を行っています。

売上高は前期比10.0%増の963億2千3百万円、営業利益は前期比35億6千8百万円改善の30億3千4百万円となりました。

社会システム事業及び水インフラ事業においては、一部の案件で工程の遅れによる売上計上時期の後ろ倒しの影響が見られたものの、資材高騰に伴う収益性悪化は改善傾向にあり、増収増益となりました。電鉄事業においては海外案件が減少しましたが、シンガポールで手掛けてきた大型案件の原価が改善したこと等から、減収増益となりました。





主要な事業内容(製品・サービス)

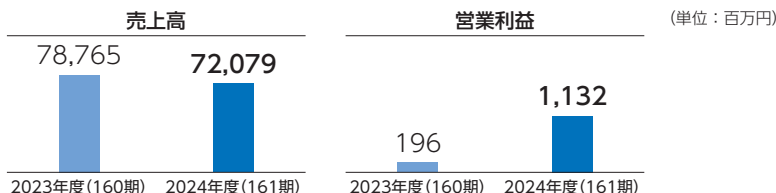
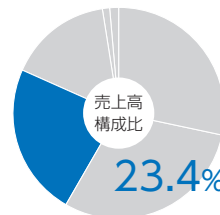
モーター、インバーター、EV駆動システム、真空コンデンサ、産業用PC、パルス電源、自動車産業向け試験装置、エレベーター用巻上機、無人搬送車

産業電子モビリティ事業セグメント

半導体分野、一般産業分野及びEV向けコンポーネント製品や自動車産業向け研究開発用システムを提供する事業を行っています。

売上高は前期比8.5%減の720億7千9百万円となった一方、営業利益は前期比9億3千6百万円改善の11億3千2百万円となりました。

電動ソリューション事業は主に搬送分野の受注減少、EV事業は当社製品を搭載する車種の販売台数が落ち込んだことにより減収減益となりました。その一方で、電子機器事業及びモビリティT&S事業については緩やかな需要の回復があり、増収増益となりました。



主要な事業内容(サービス)

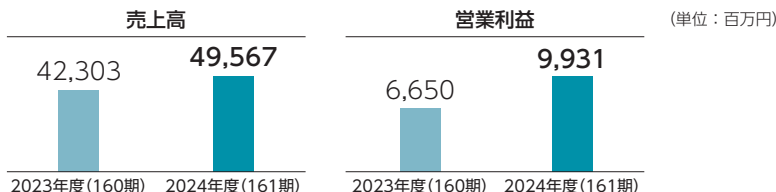
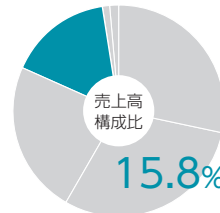
保守、点検、保全コンサルティング、予防保全、改良保全、維持管理、運用管理、事後保全、総合診断、延命処置、更新計画

フィールドエンジニアリング事業セグメント

電気設備の保守、点検、維持管理等の保守メンテナンス事業を行っています。

売上高は前期比17.2%増の495億6千7百万円、営業利益は32億8千1百万円改善の99億3千1百万円となりました。

保守サービスに関する堅調な需要が継続していることに加えて、受注した当年度内に売り上がる案件の増加により、売上高及び営業利益いずれも過去最高となりました。



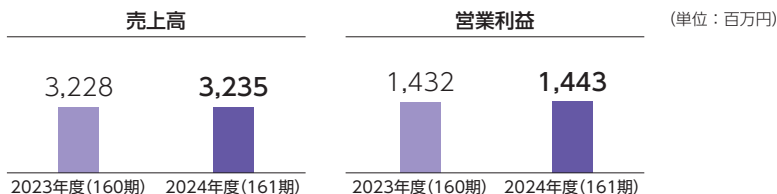
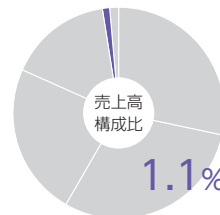


主要な事業内容
保有不動産の賃貸事業

不動産事業セグメント

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心とした保有不動産の賃貸事業を行っています。

売上高は前期比0.2%増の32億3千5百万円、営業利益は1千万円改善の14億4千3百万円となりました。

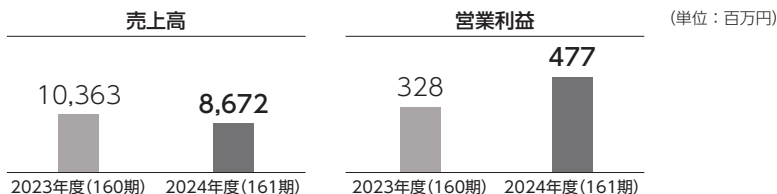
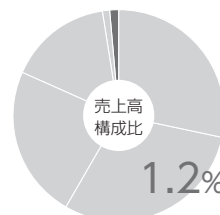


主要な事業内容(製品・サービス)
電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス等

その他セグメント

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス等、報告セグメントに含まれない事業が含まれています。

売上高は前期比16.3%減の86億7千2百万円となった一方で、営業利益は1億4千9百万円改善の4億7千7百万円となりました。



(3) 研究開発の状況

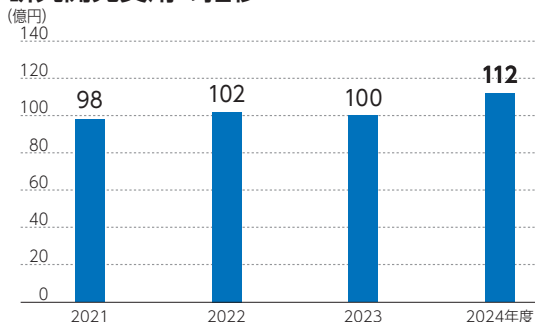
2024年度は「中期経営計画2024」（2021年度～2024年度）の最終年度として、「両利きの経営を支える研究開発」を基本方針とし、既存事業の競争力強化と新技術・新製品の創出に取り組みました。

既存事業の競争力強化については、変圧器とスイッチギヤの環境対応製品の開発や車の電動化への対応を進めています。変圧器については、従来と比べてCO2排出量が少ない植物油を絶縁油に用いた植物油入変圧器のラインアップを拡充し、カーボンニュートラルへの貢献を推進しました。スイッチギヤについては、遮断部に真空インタラプタ、絶縁ガスにドライエアを採用した、SF6ガスを使わない真空遮断器の高電圧化・大容量化を進め、2025年度以降更なる製品展開を計画しています。車の電動化については、モーター・インバーター及びギアを一体化した製品「e-Axle」の更なる小型化・高性能化及び製品ラインアップ拡充を目指した開発を行いました。

新技術・新製品の創出については、当社の事業活動がイノベーションを通じて新しい社会づくりを加速させることを目指し、イノベーション人材の発掘と育成に注力しています。アイデアコンテスト「MEIANチャレンジ」や、新規事業創出支援を行う「MASTプロジェクト」を通じて、個人のアイデアを事業へと発展させる環境を整備しました。また、スタートアップの探索や企業との共創活動にも積極的に参画しています。さらに、当社が将来目指したい社会の姿からバックキャストして明電グループが保有すべき技術を議論し、研究開発に取り組む「指向型研究」を推進しています。特に、水資源への影響が懸念されているPFAS（有機フッ素化合物）について、当社の特長技術であるオゾン水やパルス電源等を組み合わせ、分解・無害化する技術開発に取り組んでいます。

これらを中心に研究開発活動を推進し、2024年度の研究開発費用の総額は112億3千4百万円、「中期経営計画2024」における研究開発費用累計額は414億5千8百万円となりました。

研究開発費用の推移



(4) 設備投資の状況

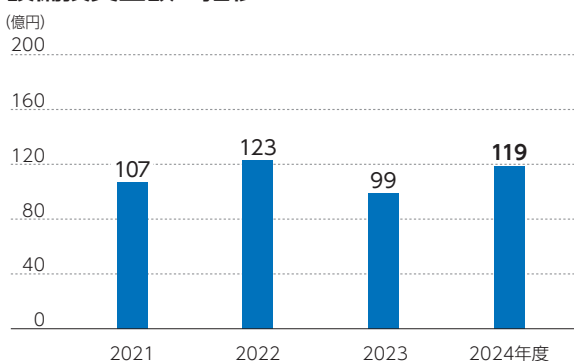
「中期経営計画2024」では、「サステナビリティ経営の進化を支える設備投資」を基本方針に掲げ、4か年累計で600億円の設備投資を計画していました。

事業環境の変化に伴い、当初計画していたEV用モーター・インバーター一体機量産や風力発電用風車リプレースを延期した一方、環境負荷低減や電力需要の高まりに対応し、真空インタラプタ製品の増産投資等を進めました。また、従業員の声に耳を傾け、働きやすい環境づくりを目指し、各事業所の食堂や休憩スペース、更衣室、トイレの整備等、生産環境改善の投資も実施しました。

その結果、2024年度の投資総額は119億5千3百万円、「中期経営計画2024」における設備投資累計額は450億3千1百万円となりました。

2025年度から開始している「中期経営計画2027」においても、生産能力強化及び更なる事業拡大に資する投資を積極的に行います。

設備投資金額の推移



(5) 対処すべき課題

I. 「中期経営計画2024」振り返り

● 当社グループを取り巻く事業環境

「中期経営計画2024」（以下、「中計2024」）策定時に想定した事業環境に対して大きな変化が生じました。第一に、世界的なインフレと部材調達の長納期化です。その影響は主に社会システム事業セグメントの業績を直撃しました。しかし、代替品の開発や新規調達先の開拓といった様々な取組みを進めてきたことで、2024年度は長納期化の影響は概ね収まり、またインフレ影響の価格転嫁も進むなど、業績には明るい兆しが見えてきました。

第二に、EV市場の動向の変化です。2015年のパリ協定採択以降、多くの国がEV化の目標を掲げ、EV導入を推進した結果、EV市場は大きく成長しましたが、その勢いが落ち着きつつあります。これは、新技術への関心が高いアーリーアダプターの需要が一巡したことや各国のEV購入に対する補助金終了等の影響であると考えています。脱炭素の観点から、今後も世界全体のEVへの移行は進んでいくと考えられていますが、国によっては導入期から普及期へ転換するにあたり、充電インフラの整備等が必要となってきたと捉えています。

最後に、電力市場の動向の変化です。国内においては、送配電網について、高度経済成長期に整備された設備の老朽化による更新需要に加え、脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー導入のための整備を目的とした需要が拡大しました。さらに、レベニューキャップ制度が導入されたことによって計画的な送配電網の整備が可能となり、安定的に更新できることとなりました。海外においても、先進国を中心にSF6ガス不使用製品の需要が高まるなど市場が急速に拡大しました。このような動向は、今後も暫く継続すると考えています。

● 業績（2021年度～2024年度）

このような事業環境の中、当社グループは業績を順調に拡大させ、中計2024で目標として掲げた営業利益180億円、ROE10%を上回り、2024年度は受注高、売上高、営業利益いずれも過去最高値を達成することができました。

財務状況について、中計2024開始前の2021年3月末時点と比べて、自己資本比率は34.6%から40.7%に向上し、有利子負債の圧縮も進んだことでネットD/Eレシオは0.34倍から0.10倍に改善するなど、より強固な財務基盤を構築することができました。効率性の面においては、総資産回転率が0.84回転から0.89回転に若干の改善が見られた一方で、部材長納期化への対策で戦略的に在庫を増やした影響等により、棚卸資産回転率が3.95回転から3.24回転に大きく悪化し、課題の残る結果となりました。

受注環境については、インド高速鉄道1号線（ムンバイ～アーメダバード間）向け変電機器の大型受注を獲得するなど極めて良好で、受注残も年々増加しています。好調な受注状況を業績向上に繋げていくためにも、効率性指標の向上による生産力の拡大は重要な経営課題であると捉えています。

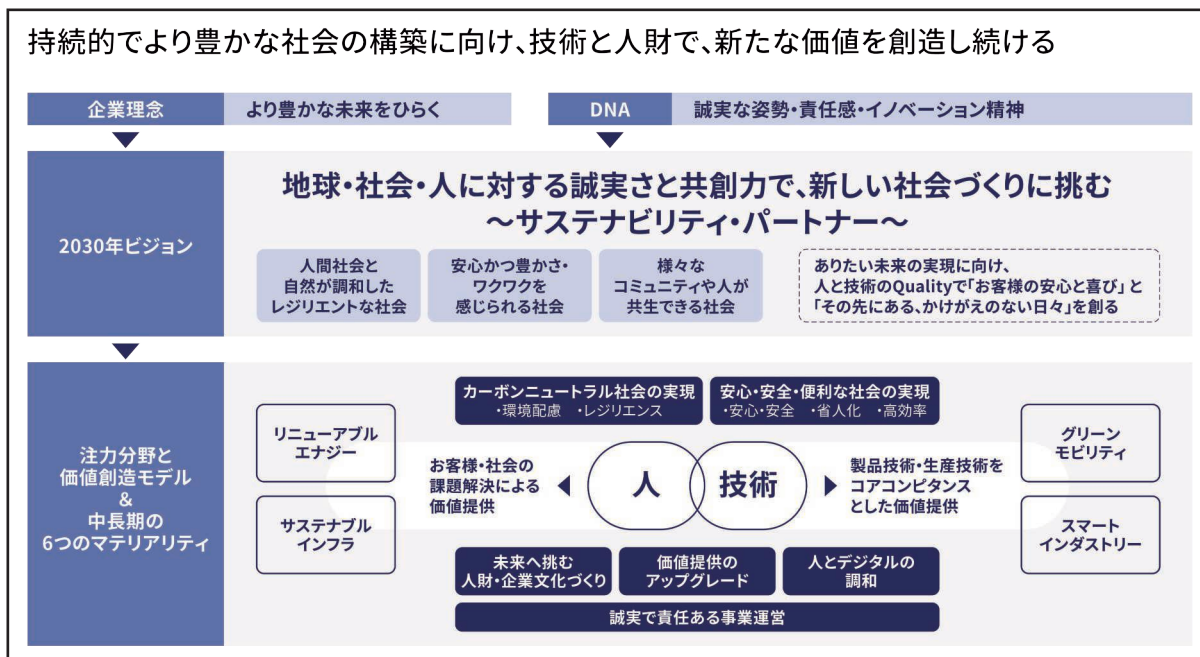
II. 新中期経営計画：「中期経営計画2027」

● ビジョン達成に向けた価値創造プロセス

当社グループは、企業理念である「より豊かな未来をひらく」のもと、「人」と「技術」を企業価値創造の中核に据え、社会と共に発展してきました。中計2024では、2030年のビジョンとして「サステナビリティ・パートナー」を掲げ、そこからバックキャストする形で6つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、その解決に取り組んできました。

近年、生成AIをはじめとする革新的な技術が次々と実用化されており、企業を取り巻く環境や提供すべき価値のあり方は、今後更に大きく、かつ多様に变化していくと想定されます。その中で、2030年のビジョンを実現していくためには、成長と挑戦による価値提供方法の更新や、その実現を担う人財、企業文化の変革が必要になります。これらを踏まえ、マテリアリティにデジタル化の視点を加えて再構成し、「未来へ挑む人財・企業文化づくり」、「価値提供のアップグレード」、「人とデジタルの調和」を新たな重要課題として追加しました。注力領域のうち「リニューアブルエナジー」及び「サステナブルインフラ」の両領域においては、顧客や社会の課題に対し、ソリューションを通じた価値提供を推進します。また、「グリーンモビリティ」及び「スマートインダストリー」の両領域では、製品技術及び生産技術を当社のコアコンピタンスと位置づけ、これらを活かした価値提供を展開します。

図：ビジョン達成に向けた価値創造プロセスについて



● 価値創造を実現するための戦略

当社グループは、「中期経営計画2027」（以下、「中計2027」）を「ニーズに対応した着実な成長」と「未来に向けた変化・挑戦」を両立する3年間として位置づけています。中計2027では既存事業の持続的な成長と非連続的な成長の両方を実現することを目指し、「成長&挑戦」をキーワードに成長戦略を推進します。

成長戦略は大きく3つの柱で構成されます。第一の柱は「製品」であり、生産能力の増強のため、国内では変圧器や電子機器の生産設備を増設・増強し、海外ではアメリカ・ドイツ・シンガポール・インドにおける拠点再構築や新工場設立を進めるなど、合計260億円超の設備投資を計画しています。また、受注から出荷までの情報基盤整備や自動化・試験データの連携による生産プロセスの効率化等、DXによる生産性向上とリードタイムの削減を進めます。

第二の柱は「事業」であり、新たな需要が見込まれる海外市場の開拓と、データ活用によるサービスビジネスの拡大を図ります。変電事業・電鉄事業・半導体関連事業のグローバル展開に加え、水インフラ事業では機器・工事・運転維持管理・保守までを担う総合エンジニアリング体制を構築するなど、従来の機器販売に留まらない価値提供を推進します。

そして第三の柱は「技術」であり、未来の社会を見据えた指向型研究を通じて、将来的な競争力の源泉を育成します。注力する技術の方向性を、①直流・高周波、②パワーケミトロンクス（パワーエレクトロニクス×電気化学）、③デジタルツインO&Mという3つに定め、実現したい社会を構成するシステム・要素を整理し、その中で当社が特に取り組むコア技術の獲得を目指します。

これら3つの成長戦略を支えるのが、「グリーン戦略の深化」、「人的資本の強化」、「社内DXの加速」を軸とした経営基盤の強化です。「グリーン戦略の深化」では、脱炭素経営を加速し、工場ユニットの脱炭素化や再生可能エネルギーの導入、ライフサイクルアセスメント（LCA）の取組みを推進します。「人的資本の強化」では、多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、採用・育成・活躍の質的転換を目指します。そして「社内DXの加速」では、基幹システムの刷新とデータ基盤の整備による業務の標準化・効率化・可視化を推進します。

図：価値創造を実現するための戦略について



Ⅲ. 資本コストや株価を意識した経営

● 基本方針

当社グループは、企業価値向上の取組みとして、ROE（自己資本利益率）の向上とPER（株価収益率）の向上という二つの観点から方針を掲げ、それぞれに基づいた施策を実行しています。ROE向上に向けては、収益力の強化や投資効率の向上に取り組むことで、効率的な資本活用を通じた価値の創出を目指しています。一方、PER向上に向けては、成長期待を高める投資の実行と、人的資本やガバナンス体制の強化等、非財務価値の充実を通じて、将来にわたる持続的な価値創造に取り組んでいます。

これらの方針は、中計2027における成長戦略・投資戦略と連動しており、収益力や資産効率の向上を通じてキャッシュ創出力を高め、創出されたキャッシュを再投資することで、更なる成長と企業価値の向上を生み出す好循環の構築を目指します。また、限られた経営資源をいかに成長投資と株主還元へ配分していくかというキャッシュ・アロケーションの最適化にも重点を置き、長期的な視点での価値創造に取り組めます。

● キャッシュ・アロケーション

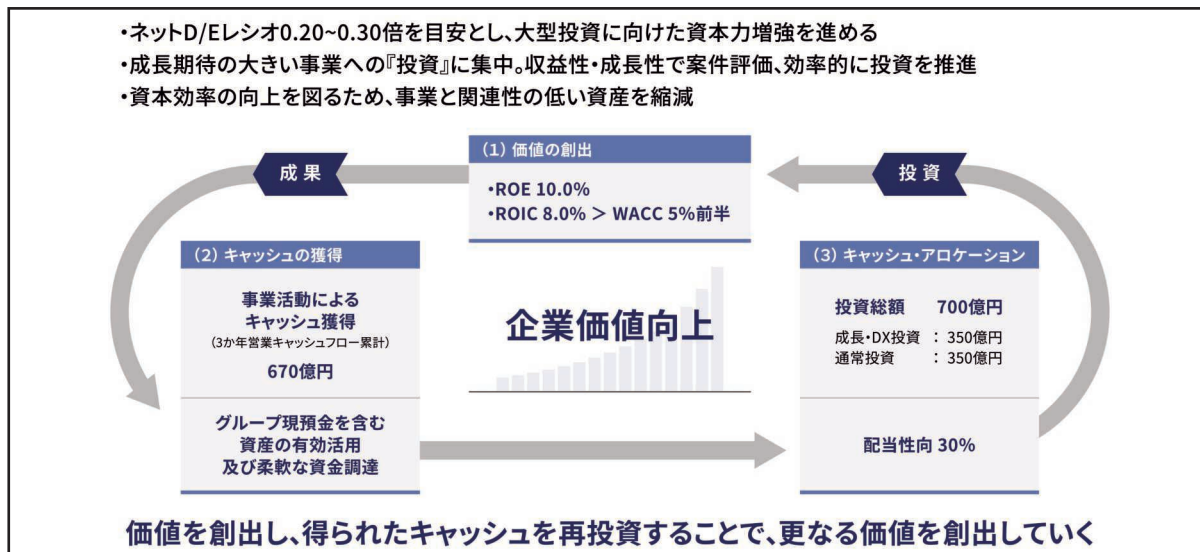
中計2027においては、上位格付けの取得に向けた財務基盤の強化と、大型投資を可能とする資本力の増強に取り組む、将来に向けた戦略的投資を着実に実行できる体制を整備します。

設備投資については、事業の持続的成長と競争力強化を目的に、「成長・DX投資」に350億円、「通常投資」に350億円を計画しています。成長投資では、真空コンデンサ製造ラインの増設等、新市場の開拓や生産能力の増強を通じて新たな価値の創出に挑戦します。DX投資では、プロジェクト管理や経営情報の可視化、データ活用的高度化を目的とした基幹システムの再構築により、全社的な業務価値の最大化を図ります。通常投資については、既存設備の更新・維持・補修を通じて、生産性と品質の安定を確保し、継続的な事業価値の維持・向上に努めます。

設備投資において、特に大型案件については社内の投資判断における収益率の基準（ハードルレート）等の定量的指標と戦略的意義等の定性的要素を総合的に評価したうえで実施の可否を判断します。また、将来を見据えた戦略の具体化を進める中で、非連続的な価値創造を目指すM&A等の大型投資とその資金調達方法についても検討を進めます。

株主還元については、「安定的かつ継続的な配当の実施」と「成長による中長期的な株主価値の向上」の両立を基本方針としています。具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を配当によって直接還元するとともに、中計2027の施策を通じて、既存事業による継続的な価値の創出と新たな収益源の確保を両立させ、株主価値の更なる向上を実現します。

図：資本コストや株価を意識した経営について



IV. 「中期経営計画2027」 財務指標・非財務指標

以上の戦略を踏まえ、中計2027の財務指標・非財務指標は次のとおり設定しています。

		2024年度実績	2025年度予想	2027年度計画
財務	受注高	3,835億円	3,400億円	3,800億円
	売上高	3,011億円	3,350億円	3,700億円
	営業利益	215億円	200億円	250億円
	ROE	13.9%	—	10.0%
	ROIC	8.2%	—	8.0%
	ネットD/Eレシオ	0.10倍	—	0.20倍~0.30倍
	設備投資	119億円	3か年累計700億円(うち成長・DX投資350億円)	
研究開発費	112億円	3か年累計430億円		
非財務	Scope1+2	△18%	△30%	△40%
	Scope3	△16%(カテゴリ11)	△20%(全カテゴリ)	
	eNPS*	-69.0%	-65.0%	
	女性役員クラス(プロパー)	1名	3名以上(2030年度)	
	外国人現社社長	2名	5名以上(2030年度)	

※ 1. 計画為替レート：140円/USD 2. ROIC=税引き後営業利益/(有利子負債+自己資本) 3. Scope1,2,3：2019年度実績比
 4. eNPS：従業員向けNPS®(ネット・プロモーター・スコア)。NPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリクス・システムの登録商標です。eNPSの単位を%とし、記載しています。また、eNPSの対象は、明電舎及び国内関係会社(イームル工業株式会社及び明電ユニバーサルサービス株式会社を除く。)です。

(6) 重要な関係会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社 明電エンジニアリング	400百万円	100.0%	電気設備・機械器具・装置の製造・販売・設置、電気配線工事、保守点検サービス、改造・修理	東京都品川区
株式会社甲府明電舎	400百万円	100.0%	PMモーター・エレベーター用モーター・産業車両用モーター・ブラシレスモーター・誘導電動機の製造・販売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ 株式会社	400百万円	100.0%	電気及び建設工事の設計・請負、電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株式会社エムウインズ	330百万円	100.0%	風力発電システムの開発・設計・製作・試験・コンサルティング	東京都品川区
明電興産株式会社	100百万円	100.0%	商品販売事業、保険代理業、施設管理事業、ツーリスト事業、業務支援事業	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400 ^{千シンガポールドル}	100.0%	変圧器・配電盤・遮断器の製造・販売、セラミック平膜ユニット組立・販売、エンジニアリング	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30 ^{百万タイバツ}	75.5%	電気工事、機械工事、エンジニアリング、EPC事業、メンテナンス	タイ
MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED	1,161 ^{百万インドルピー}	100.0%	変圧器の製造・販売及び付帯関連する事業	インド
TRIDELTA MEIDENSHA GmbH	78千ユーロ	100.0%	電力・電鉄用避雷器及び避雷器用付属品の製造・販売	ドイツ
MEIDEN AMERICA, INC.	29,500千米ドル	100.0%	ダイナモ製品のシステムエンジニアリング及びアフターサービス、コンポーネント製品の販売	米国
MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.	4,250百万円	100.0%	EV用モーター・インバーターの製造・販売	中国
MEIDEN HANGZHOU DRIVE SYSTEMS CO., LTD.	19,000千米ドル	100.0%	エレベーター用モーター・巻上機、合繊用インバーター、無人搬送車 (AGV) の製造・販売	中国

(注) 出資比率は、間接所有分を含めて記載しています。



(7) 主要な事業拠点 (2025年3月31日現在)

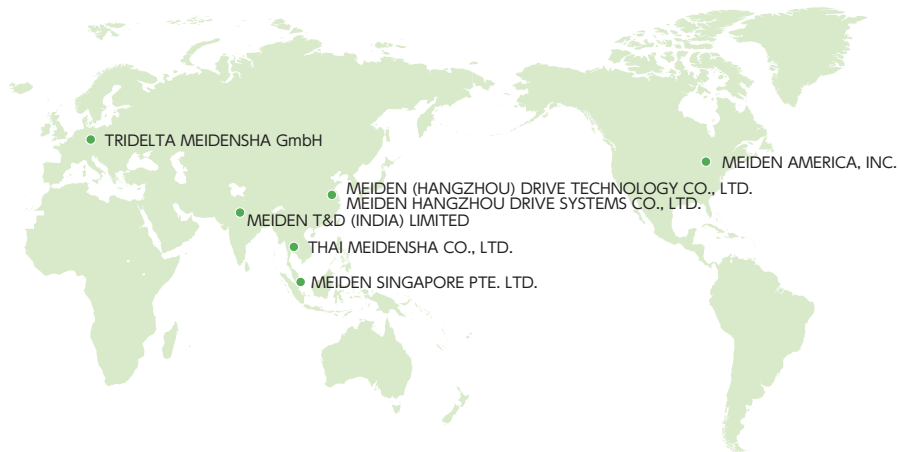
本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号		
営業拠点	関西支社 (大阪市)	中部支社 (名古屋市)	
	九州支社 (福岡市)	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
	北陸支店 (石川県金沢市)	中国支店 (広島市)	四国支店 (香川県高松市)

製造・ 開発拠点	太田事業所 (群馬県太田市)	沼津事業所 (静岡県沼津市)
	名古屋事業所 (愛知県清須市)	総合研究所 (東京都品川区)
	甲府明電舎 (山梨県中央市)	

海外拠点	MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)
	THAI MEIDENSHA CO., LTD. (タイ)
	MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED (インド)
	TRIDELTA MEIDENSHA GmbH (ドイツ)
	MEIDEN AMERICA, INC. (米国)
	MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD. (中国)
	MEIDEN HANGZHOU DRIVE SYSTEMS CO., LTD. (中国)



(注) 主要な国内関係会社の所在地は、
「(6) 重要な関係会社の状況」に記載のとおりです。





(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電力インフラ事業セグメント	2,331名	41名増
社会システム事業セグメント	2,541名	41名減
産業電子モビリティ事業セグメント	1,287名	22名増
フィールドエンジニアリング事業セグメント	1,860名	55名増
不動産事業セグメント	—	—
その他セグメント	636名	20名減
全社（管理部門）	1,231名	19名増
合 計	9,886名	76名増

(9) 資金調達の状況

2024年度における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、長期の借入も実施しています。その結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期末比101億1千4百万円減少の445億6千5百万円となりました。

また、2024年度末のコミットメントラインは、前期末比50億円増加の400億円で設定されています。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	13,260百万円
三井住友信託銀行株式会社	7,424百万円
株式会社常陽銀行	2,650百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,426百万円
株式会社山形銀行	1,360百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

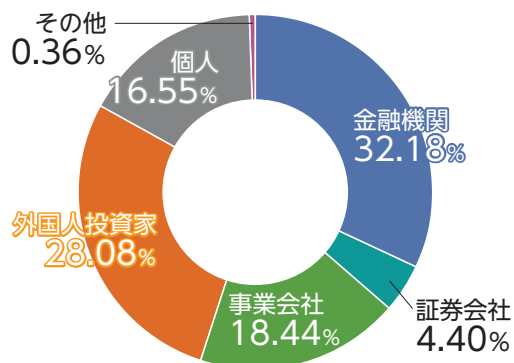
- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 45,527,540株 (自己株式162,152株を含む。)
- (3) 株主数 12,999名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,631,100株	12.41%
住友電気工業株式会社	2,631,385株	5.80%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,380,300株	5.25%
株式会社三井住友銀行	1,800,000株	3.97%
明電舎従業員持株会	1,120,571株	2.47%
三井住友信託銀行株式会社	1,100,000株	2.42%
住友生命保険相互会社	1,061,400株	2.34%
HSBC HONG KONG - TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	914,100株	2.01%
日本電気株式会社	873,150株	1.92%
JPモルガン証券株式会社	713,471株	1.57%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(5) 所有者別株式分布状況

区分	持株比率
金融機関	32.18%
証券会社	4.40%
事業会社	18.44%
外国人投資家	28.08%
個人	16.55%
その他	0.36%



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
三井田 健	代表取締役 執行役員会長 指名・報酬委員会委員	日東紡績株式会社 社外取締役
井上 晃夫	代表取締役 執行役員社長 指名・報酬委員会委員	—
鈴木 雅彦	代表取締役 執行役員副社長 産業電子モビリティグループ長	—
岩尾 雅之	取締役兼専務執行役員 人事統括本部長 経理・財務・ガバナンス・ 働き方改革・DEI・危機管理担当	—
竹中 裕之	取締役 (社外取締役) 指名・報酬委員会委員長	—
安達 博治	取締役 (社外取締役)	—
木下 学	取締役 (社外取締役) 指名・報酬委員会委員	住友金属鉱山株式会社 社外取締役 アルフレッサ ホールディングス株式会社 社外取締役
白井久美子	取締役 (社外取締役)	ユニアデックス株式会社 常務執行役員 CISO CPO 特定非営利活動法人日本プロジェクトマネジメント協会 副理事長 一般社団法人国際P2M学会 理事 副会長
加藤 誠治	取締役監査等委員 (常勤監査等委員)	—
林 敬子	取締役監査等委員 (社外取締役) 指名・報酬委員会委員	早稲田大学 大学院会計研究科 教授 日本ビルファンド投資法人 監督役員 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役監査等委員
黒田 隆	取締役監査等委員 (社外取締役)	—
西野 敏哉	取締役監査等委員 (社外取締役)	—

- (注) 1. 竹川徳雄、加藤三千彦及び平木秀樹の各氏は、2024年6月25日開催の第160期定時株主総会最終の時をもって、任期満了により退任しています。
2. 竹中裕之、安達博治、木下学、白井久美子、林敬子、黒田隆及び西野敏哉の各氏は社外取締役であり、当社の社外役員の独立性判断基準及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、各氏を独立役員として同証券取引所に届け出ています。
3. 林敬子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役 (監査等委員を除く。) 及び従業員等からの情報収集、常務会等の重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門及び会計監査人との十分な連携を行うべく、加藤誠治氏を常勤の監査等委員として選定しています。
5. 各社外取締役の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額

■ 2024年度実績

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		人数
		基本報酬	インセンティブ報酬	
取締役（監査等委員・社外取締役を除く。）	245百万円	154百万円	90百万円	5名
社外取締役（監査等委員を除く。）	43百万円	43百万円	—	4名
取締役監査等委員（社外取締役を除く。）	28百万円	28百万円	—	2名
取締役監査等委員（社外取締役）	31百万円	31百万円	—	4名
合計	349百万円	258百万円	90百万円	15名

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 2024年6月25日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び取締役監査等委員2名（うち1名社外取締役）を含んでいます。

3. 「取締役（監査等委員・社外取締役を除く。）」の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

② 取締役報酬の基本方針

報酬水準及び制度

当社の取締役報酬水準は、外部の客観的な報酬市場データ、経済環境、業界動向及び当社経営状況等を踏まえ設定するものとしています。また、その水準に基づき検討した役員報酬制度の内容は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問及び確認を経たうえで役員報酬内規として定めるものとしています。

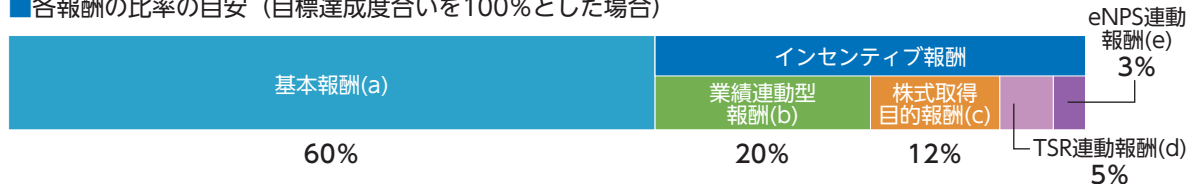
報酬の構成

- i 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、職位に応じて支給される「基本報酬(a)」と「インセンティブ報酬」により構成されます。このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての「業績連動型報酬(b)」と中長期的なインセンティブとしての「株式取得目的報酬(c)」、「TSR（株主総利回り）連動報酬(d)」及び従業員エンゲージメントに関するESG指標に連動する「eNPS(※)連動報酬(e)」で構成されます。

※ eNPS：従業員向けNPS®（ネット・プロモーター・スコア）

NPS®は、ペイン・アンドカンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

■ 各報酬の比率の目安（目標達成度合いを100%とした場合）



- ii 取締役監査等委員及び社外取締役の報酬は、基本報酬のみの年俸制報酬としています。



③取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 業績連動型報酬に係る業績指標の内容・額又は数の算定方法

短期インセンティブとしての業績連動型報酬を算定するための業績評価指標は、事業年度ごとの業績向上、特に収益力向上への意識を高めるため、前事業年度業績の営業利益を用い、当該事業年度に係る定時株主総会後に決定しています。

業績連動型報酬は、目標どおりの業績を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～140程度で変動するものとしています。

なお、2023年度の営業利益は、目標100億円に対し、127億3千1百万円であったため、達成率は127%です。

計算式

職位別業績報酬基準額



営業利益達成度に応じた係数（0.0～1.4）

その他の報酬の額又はその算定方法

中長期インセンティブとして、企業価値の持続的な向上と取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）と株主のみなさまとの利害の共有をより一層促進することを目的とした株式取得目的報酬及びTSR（株主総利回り）連動報酬を支給するとともに、従業員エンゲージメント指標であるeNPS連動報酬を支給しています。

i 株式取得目的報酬

役員報酬内規に基づき職位別にその金額を定め、その金額を役員持株会に拠出し株式を取得するものとしています。

ii TSR連動報酬

最終事業年度末日の当社TSRと当社TSR計算期間に相当する配当込みTOPIXのTSRとの比率（相対TSR）が100%となる場合に支給する額を100とすると、相対TSRに応じて概ね80～120で変動するものとしています。

なお、2023年度の当社TSRは211.6%に対し、配当込みTOPIXのTSRは196.2%であったため、相対TSRは107%です。

計算式

職位別TSR連動報酬基準額



相対TSRに応じた係数（0.8～1.2）

iii eNPS連動報酬

毎年の従業員意識調査結果から算出するeNPSの最終事業年度スコアが前事業年度スコアを上回った場合（「0 < eNPSスコア増減 < 1」の場合）に支給する額を100とすると、eNPSスコア増減に応じて概ね60～140で変動するものとしています。

なお、2024年度はeNPS連動報酬の導入初年度であるため、職位別eNPS連動報酬基準額を支給しています。

計算式

役員報酬内規に基づく職位別eNPS連動報酬基準額



eNPSスコア増減に応じた係数（0.6～1.4）

④取締役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

区分	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役 (監査等委員を除く。)	年額 6 億 2,400 万円以内 (うち社外取締役分 6,000 万円以内)	2023 年 6 月 28 日 第 159 期定時株主総会	取締役 (監査等委員を除く。) 7 名 (うち社外取締役 3 名)
取締役監査等委員	年額 1 億 2,000 万円以内	2020 年 6 月 26 日 第 156 期定時株主総会	取締役監査等委員 5 名 (うち社外取締役 3 名)

⑤取締役 (監査等委員を除く。) の個人別報酬の内容の決定方法及び委任に関する事項

取締役 (監査等委員を除く。以下、本項において同じ) 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、取締役である執行役員社長 (以下、「社長」) がその具体的内容の決定について委任を受けるものとしています。この権限を社長に委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うにあたり、当社の業務執行の最高責任者である社長が最も適しているためです。取締役会は、当該権限が社長によって適切に行使されるよう、事前に社長が任意の指名・報酬委員会に原案を諮問し、客観的な視点から確認を得る手続を定めています。また社長は、当該確認又は答申の内容を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容を決定しなければならないこととしており、取締役会も当該答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。当該報酬制度の内容及び取締役の個人別の報酬等の決定方針並びにその報酬額 (報酬制度の基準に沿って算出された金額であること、かつ前記④の範囲内であること) は、任意の指名・報酬委員会において、客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しています。

2024年度は、2024年6月25日開催の取締役会において社長井上晃夫に取締役の報酬額の具体的内容の決定について委任する旨を決議しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各取締役監査等委員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2012年7月以降の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者としています。保険料は当社が全額負担しています。

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしていますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(5) 社外取締役の主な活動状況

地位	氏名	発言状況・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	第161期における出席状況
取締役	竹中 裕之	製造業における豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主に重要な経営課題に対する取締役会の実効性確保や内部統制の側面から積極的に発言するなど、業務執行に対する監視や監督を適正かつ適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しました。 また、指名・報酬委員会委員長として、取締役等の指名・報酬についての議論を主導しました。	取締役会 ：100% (13回/13回)
	安達 博治	エネルギー業界における豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主に技術・研究開発やDX推進、環境経営促進の観点から積極的に発言するなど、業務執行に対する監視や監督を適正かつ適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しました。	取締役会 ：100% (13回/13回)
	木下 学	製造業における豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主に企業風土改革、DX推進による業務改革、人財育成の観点から積極的に発言するなど、業務執行に対する監視や監督を適正かつ適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しました。 また、指名・報酬委員会委員として取締役等の指名・報酬について審議し、重要な役割を果たしました。	取締役会 ：100% (13回/13回)
	白井久美子	IT業界における豊富な実務・経営経験に基づき、取締役会において主にDX推進、人的資本経営推進の観点から積極的に発言するなど、業務執行に対する監視や監督を適正かつ適切に行い、取締役会の監督機能の更なる強化に貢献しました。	取締役会 ：100% (10回/10回)
取締役 監査等委員	林 敬子	公認会計士としての高度な専門性と豊富な経験をもとに、取締役会において主に会計・財務やDEIの観点から取締役の業務執行の適正を確保するため積極的に発言するなど、業務執行に対する監視や監督を適正かつ適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しました。 また、指名・報酬委員会委員として取締役等の指名・報酬について審議し、重要な役割を果たしました。	取締役会 ：100% (13回/13回) 監査等委員会 ：100% (16回/16回)
	黒田 隆	損害保険会社における豊富な営業・経営経験に基づき、取締役会において主にリスクマネジメントや人財育成の観点から取締役の業務執行への的確な助言を加えるなど、業務執行に対する監視や監督を適正かつ適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しました。	取締役会 ：100% (13回/13回) 監査等委員会 ：100% (16回/16回)
	西野 敏哉	金融業界における豊富な経営経験に基づき、取締役会において主に営業・マーケティングや人財育成の観点から取締役の業務執行の適正を確保するため積極的に発言するなど、業務執行に対する監視や監督を適正かつ適切に行い、当社の監査及び監督機能の更なる強化に貢献しました。	取締役会 ：100% (10回/10回) 監査等委員会 ：100% (13回/13回)

(注) 白井久美子及び西野敏哉の両氏の出席状況は、就任日(2024年6月25日)以降に開催された取締役会を対象としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか17社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当事業年度の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

このほか、監査等委員会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2022年7月28日開催の取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、取締役会規則に従って会社の重要な業務の執行を決定するとともに、非業務執行取締役が参加することにより、業務執行取締役及び執行役員の職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
- 取締役である執行役員社長（以下、「社長」という。）は、取締役会に業務執行状況の報告を行うとともに、経営に影響する重要事項については取締役会の審議に付すものとする。
- 取締役会は、法令違反行為等の防止や通報の適正な仕組みを議論し、コンプライアンス推進規程及び公益通報者保護規程に基づく不正行為等の防止、早期発見及び是正状況の監視を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会資料及び議事録は取締役会規則に、常務会資料及び議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。
- 情報資産に関するセキュリティの確保、災害・事故・犯罪・過失・サイバーリスクからの保護に関しては、関係する各部門が情報セキュリティ管理規程に従った手順書類の保存や管理を実施する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 社長は、内外の環境変化がもたらす経営上の主要な損失の危険を総合的に管理するため、リスクマネジメント基本規程を定めてグループ各社が重要な事業リスクを早期に抽出・評価し、必要な統制活動を実施する体制を整備するとともに、リスクマネジメント委員会を設置してグループ全体の事業リスクを総合的に管理する体制を構築する。
- 社長は、発生のコントロールが難しい自然災害・地政学リスク、金融不安等のクライシスに備えるため、社長を委員長とするBCM委員会により最適手段を講じられる体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会は、執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、業務執行については業務執行取締役と執行役員が効率的に行う。
- 社長は、業務執行に係る意思決定の基準と手続きを明確化し効率的に行うため、決裁規程及び常務会規程を整備し、その運用について業務権限を委任した各執行役員に指示するとともに、業務執行に係る月次報告書の提出を求める。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンスマネージャを各職場に配置する。
- コンプライアンス委員会事務局である法務・コンプライアンス部門は、遵法教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス・ホットライン及び社外の公益通報窓口を活用することにより、違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講じられるようにする。
- 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、使用人の職務の執行状況を定期的に監査し、その監査結果を社長及び常務会・取締役会に報告する。

⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 社長は、経営企画部門、内部統制推進部門を中心として事業部門、営業部門、管理部門、統括会社と連携した企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築する。
- 内部統制推進部門は、リスクマネジメント委員会、グループ会社内部統制委員会等の内部統制関連組織の事務局として、国内外明電グループのリスクマネジメント、コンプライアンス等の内部統制強化を推進する。
- 社長は、子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員によって子会社の業務執行を監督する。また主要な国内外の子会社には、非常勤監査役を派遣し監査する。

⑦監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

- 社長は、監査等委員会の職務を補助するための専任部署を置く。
- 監査等委員会は、専任部署の使用人に関して、業務執行者からの独立性を確保する。

⑧監査等委員会への報告に関する体制

- 監査等委員である取締役を除く当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- 監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査等委員会が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査等委員の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は、業務執行取締役及び執行役員等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査等委員会が知得できる体制を充実させる。
- 監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人と三者相互の意思疎通及び情報の交換がなされるように努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

定例的な活動として、年2回のコンプライアンス委員会開催による全社的な法令遵守体制の強化を図るとともに、国内子会社を含めた全従業員向けのコンプライアンス研修、コンプライアンスマネージャ向け研修、各階層別研修におけるコンプライアンス研修及び外部弁護士による役員向けの品質不正防止に関する研修を実施しました。海外子会社については、地域統括会社から管轄する現地法人向けにコンプライアンス教育を継続的に実施しています。

また、明電グループサステナブル調達ガイドライン及び明電グループ人権方針に基づき、取引先における人権・労働に関するアセスメント調査を実施して現状を把握するとともに、改善に向けた対策の検討を進めました。さらに、全社規程の一元管理を構築するため、システムを活用して体系的整理と可視化を進め、必要な規程に容易にアクセスできる環境を整備するとともに、法令改正に即した改定の推進を行い、運用環境の改善を図りました。

②リスクマネジメントに関する取組み

部門別リスクマネジメント（CSA）の推進とグループ全体の重要リスクマネジメント（ERM）構築を推進する役割を担うリスクマネジメント委員会において、当社グループの重要リスクの評価とコントロールについて審議した結果を経営層に報告し、全社のリスクマネジメント活動向上に繋げています。2024年度は、全社的なリスク課題への抜本的な対応を可能とするべく、重要リスクの評価値やCSAプロセスの見直しによる影響度の比較や対策の適否を検討するとともに、リスクマネジメント委員会の位置づけについて審議を行いました。

2024年度の全社災害対策本部訓練では、オールハザード体制強化のため、富士山噴火を想定した訓練を行い、噴火前の被害軽減策や噴火後の事業所再開に関わる判断をテーマとして事業再開に際しどのような情報共有や判断が必要かを検証しました。

③子会社管理に関する取組み

グループ会社内部統制委員会を年2回開催し、リスクマネジメント委員会で審議した、当社グループとしての重要なトップリスクや各社のリスクマネジメント進捗状況を国内子会社に対して共有しています。また、2024年度は当社の決裁規程と各関係会社の決裁規程との整合性を確認し見直すことで、事業グループの統制における役割分担や各部門の権限の範囲を整備しました。

また、当社グループ全体の内部統制の強化を推進するため、国内子会社7社、海外子会社8社に対して内部監査を実施し、内部統制の整備状況及び運用状況を確認するとともに、海外子会社2社を現地訪問し、ガバナンス及びコンプライアンス強化の重要性和課題に関する共通認識を醸成しました。

さらに、子会社の取締役会を強化し、管理・監督機能の実効性を向上すべく、新任子会社社長等に対して取締役として持つべき視座について教育を実施しました。

④取締役の職務執行に関する取組み

2022年6月以降、取締役会構成において非業務執行取締役である社外取締役を過半数とし、取締役会の監視・監督機能の強化を図っています。取締役会の会日3営業日前を目安に社外取締役事前説明会を開催し、執行役員副社長が出席して業務執行状況全般を説明するとともに、重要な付議事項は担当の執行役員から説明を行うことで、取締役会当日の審議の実効性向上を図っています。さらに、取締役会の監視・監督機能の前提となる社外取締役への情報提供を強化すべく、重要な業務執行にかかる会議体、委員会の資料、議事録を社外取締役に共有しています。

また、取締役による早期かつ柔軟な意見交換を目的としたオンサイトミーティングにおいて重要な経営課題について議論し、取締役会の審議及び「中期経営計画2027」の策定に結びました。

2024年度の実績として、取締役会及びオンサイトミーティングのアジェンダについては、毎月の定時取締役会において運営協議事項として議論すべき経営課題とテーマを確認しました。

⑤監査等委員会監査の実効性向上に関する取組み

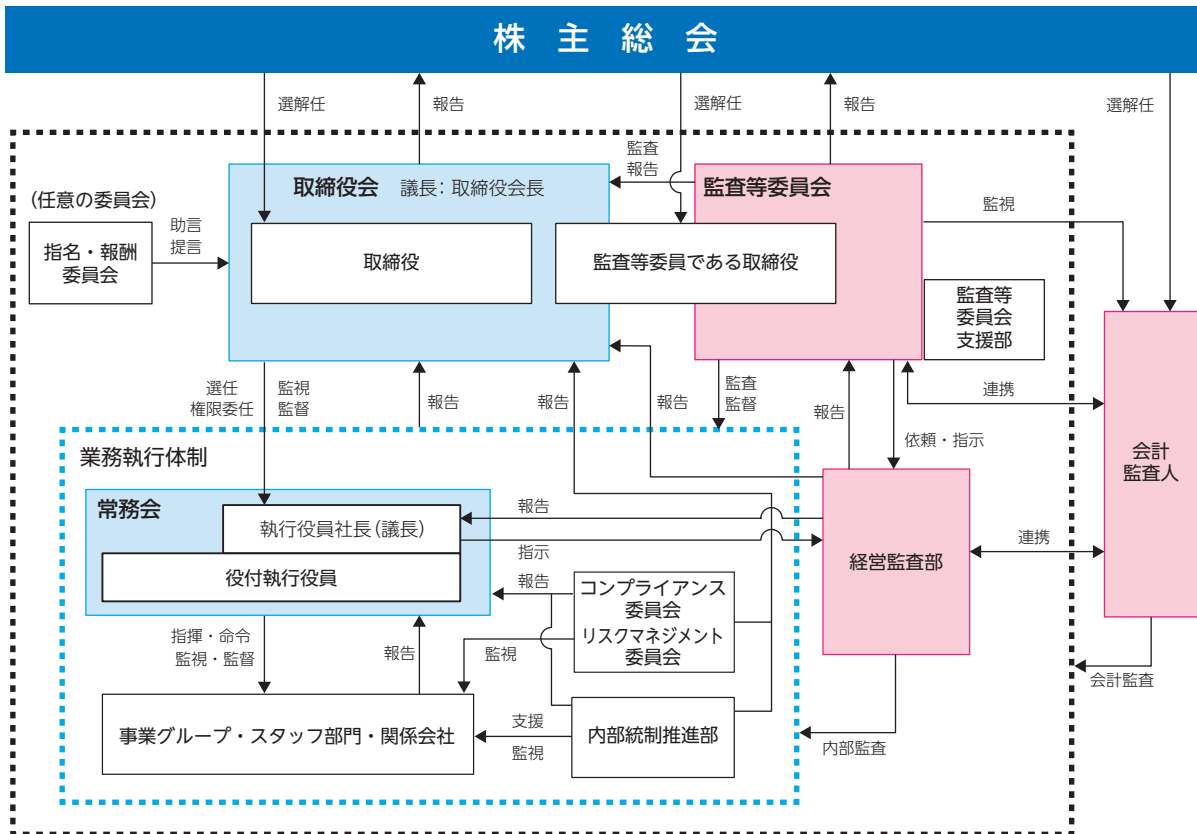
監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に則り、執行側に対して独立性を確保し職務を行っており、その活動状況及び計画について取締役会で定期的に報告しています。

常勤監査等委員の重要会議への出席や代表取締役との定例的な意見交換会の開催等、監査等委員会が経営上の重要情報を知得できる体制を構築し、監査の実効性確保・向上に向けた取組みを行っています。加えて、2024年度は、業務執行役員への職務執行監査に社外監査等委員も同席し、監査機能の強化を図りました。

また、常勤監査等委員及び子会社の常任監査役にて情報共有を行う明電グループ監査等委員・監査役連絡会を開催し、グループとしての監査の実効性が確保できるように努めています。



【ご参考】 当社のコーポレートガバナンス体制図



6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えています。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループは、「中期経営計画2027」を「ニーズに対応した着実な成長」と「未来に向けた変化・挑戦」を両立させる3年間と位置づけています。既存事業の持続的な成長と非連続的な成長の両方を実現することを目指し、「製品」、「事業」及び「技術」の3つの柱を軸とし、「成長&挑戦」をキーワードとして構成される成長戦略を推進します。

また、当社は2020年6月に従来の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことや、取締役の指名・報酬に係る株主総会における意見陳述権を持つこと等の法的権限の活用により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による取締役会の実効性向上のための活動を行っています。

さらに、当社は、取締役会の議論の充実化や社外取締役の監督機能の実効性の確保のため、独立した社外取締役が取締役会の全体の過半数となるよう努めており、当社の取締役会は、2025年3月31日現在で取締役12名（うち監査等委員である取締役が4名）のうち、社外取締役が7名（うち監査等委員である取締役が3名）で構成されています。

加えて、事業を取り巻く環境の不確実性が増す中、数十年先の未来を見据えながら時代の変化を捉え、『常に自発的に前向きに変化し続けられる企業』に変わっていくことが持続的な成長に繋がると考えており、その施策として、事業ポートフォリオの再構築を進めていく方針です。

事業ポートフォリオの再構築では、事業の収益性・成長性に加え、インフラを支える当社グループの社会的責任やお客様への供給責任等の果たすべき義務、環境負荷低減等の社会課題への貢献という視点でも事業を評価します。そして中期経営計画を策定し、年度計画で「直面する課題」に取り組むという、長期・中期・短期の時間軸で経営を推進することで持続的な成長を実現します。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存です。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2023年5月12日開催の取締役会及び2023年6月28日開催の第159期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新しました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみならず代案を提案すること、あるいは株主のみならずかかる大量取得に応じるべきかを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみならずのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、上記の目的を実現するために必要な手続を定めており、その概要は次のとおりです。

自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して当社株式の保有割合を20%以上とする買付、取得又は行為（以下「買付等」といいます。）を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に

対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

また、独立委員会による本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等、本プラン所定の場合には、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集します。

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議又は（株主意思確認総会の決議がない場合）独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2023年6月28日開催の第159期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされています。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2027」及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足していること、第159期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、本プランの発動の是非について基本的に株主のみなさまの意思の確認をすることとしていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その判断の公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランは、第159期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新した後の2023年8月31日に経済産業省が公表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）を充足するとともに、本行動指針に準拠したものであると判断しています。



連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第161期 2025年3月31日現在	科 目	第161期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	217,116	流動負債	118,069
現金及び預金	30,679	支払手形及び買掛金	34,504
受取手形、売掛金 及び契約資産	104,591	電子記録債務	2,536
電子記録債権	8,046	短期借入金	11,095
棚卸資産	67,810	コマーシャル・ペーパー	6,000
その他	6,508	未払金	5,141
貸倒引当金	△519	未払法人税等	4,768
固定資産	124,230	契約負債	21,559
有形固定資産	75,061	賞与引当金	9,992
建物及び構築物	38,339	製品保証引当金	1,481
機械装置及び運搬具	14,470	受注損失引当金	588
土地	12,542	その他	20,401
建設仮勘定	4,463	固定負債	81,064
その他	5,245	長期借入金	27,470
無形固定資産	6,693	退職給付に係る負債	48,579
ソフトウェア	4,692	環境対策引当金	79
のれん	1,428	その他	4,935
その他	571	負債合計	199,134
投資その他の資産	42,476	純資産の部	
投資有価証券	23,498	株主資本	120,367
長期貸付金	33	資本金	17,070
繰延税金資産	16,467	資本剰余金	10,226
その他	2,504	利益剰余金	93,273
貸倒引当金	△27	自己株式	△202
資産合計	341,347	その他の包括利益累計額	18,409
		その他有価証券評価差額金	11,081
		為替換算調整勘定	7,441
		退職給付に係る調整累計額	△112
		非支配株主持分	3,435
		純資産合計	142,212
		負債純資産合計	341,347

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



連結損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第161期	
	自2024年4月1日 至2025年3月31日	
売上高		301,101
売上原価		219,509
売上総利益		81,592
販売費及び一般管理費		60,080
営業利益		21,512
営業外収益		
受取利息	305	
受取配当金	795	
その他	1,069	2,170
営業外費用		
支払利息	986	
その他	1,504	2,490
経常利益		21,192
特別利益		
固定資産売却益	640	
投資有価証券売却益	1,274	
受取保険金	1,165	
その他	19	3,100
特別損失		
関係会社整理損	19	
災害損失	354	
その他	83	456
税金等調整前当期純利益		23,836
法人税、住民税及び事業税	6,448	
法人税等調整額	△1,486	4,961
当期純利益		18,874
非支配株主に帰属する当期純利益		387
親会社株主に帰属する当期純利益		18,487

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



連結キャッシュ・フロー計算書 (ご参考) (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第161期
	自2024年4月1日 至2025年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,454
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,065
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,536
現金及び現金同等物に係る換算差額	13
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	11,867
現金及び現金同等物の期首残高	17,224
現金及び現金同等物の期末残高	29,091

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第161期 2025年3月31日現在	科 目	第161期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	139,727	流動負債	100,381
現金及び預金	9,261	支払手形	180
受取手形、売掛金 及び契約資産	75,780	電子記録債務	1,452
電子記録債権	6,487	買掛金	25,048
製品	3,112	短期借入金	6,250
仕掛品	34,952	コマーシャル・ペーパー	6,000
原材料及び貯蔵品	800	未払金	4,632
その他	9,631	未払法人税等	904
貸倒引当金	△300	契約負債	13,369
固定資産	118,914	預り金	26,908
有形固定資産	52,412	賞与引当金	5,507
建物	28,294	製品保証引当金	980
構築物	1,563	受注損失引当金	463
機械及び装置	5,923	その他	8,683
車両運搬具	88	固定負債	62,462
工具、器具及び備品	1,581	長期借入金	23,990
土地	11,325	退職給付引当金	36,003
建設仮勘定	3,634	環境対策引当金	79
無形固定資産	4,388	その他	2,388
ソフトウェア	3,981	負債合計	162,843
のれん	324	純資産の部	
その他	82	株主資本	84,711
投資その他の資産	62,113	資本金	17,070
投資有価証券	23,221	資本剰余金	9,381
関係会社株式	25,040	資本準備金	5,000
長期貸付金	1,935	その他資本剰余金	4,381
繰延税金資産	9,952	利益剰余金	58,519
その他	1,991	利益準備金	3,296
貸倒引当金	△27	その他利益剰余金	55,222
資産合計	258,641	固定資産圧縮積立金	136
		別途積立金	8,263
		繰越利益剰余金	46,822
		自己株式	△260
		評価・換算差額等	11,087
		その他有価証券評価差額金	11,087
		純資産合計	95,798
		負債純資産合計	258,641

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。



損益計算書 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第161期 自2024年4月1日 至2025年3月31日	
	売上高	
売上原価		141,737
売上総利益		39,836
販売費及び一般管理費		38,547
営業利益		1,288
営業外収益		
受取利息	88	
受取配当金	6,263	
その他	1,282	7,634
営業外費用		
支払利息	400	
その他	3,444	3,844
経常利益		5,078
特別利益		
投資有価証券売却益	1,274	1,274
税引前当期純利益		6,352
法人税、住民税及び事業税	△172	
法人税等調整額	△1,129	△1,301
当期純利益		7,654

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱田環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱田環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン会議システムも活用しながら、内部監査部門等と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか、取締役及び執行役員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、関係会社については、常勤監査等委員及び監査等委員会支援部員が関係会社の非常勤監査役を兼務するとともに、関係会社の常勤監査役とは定期的な情報交換を行い、さらに関係会社の取締役等とも意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて関係会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人 有限責任 あずさ監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、監査人 有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社明電舎 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 誠 治 ㊟

社外監査等委員 林 敬 子 ㊟

社外監査等委員 黒 田 隆 ㊟

社外監査等委員 西 野 敏 哉 ㊟

以 上

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告 https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_08/
上場証券取引所	東京・名古屋
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00 (土日休日を除く)

ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、当社グループの事業概況や財務情報、サステナビリティに関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しています。



<https://www.meidensha.co.jp>

株式に関するお届け先 及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設をご検討をお願いいたします。

(証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。)

特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もごございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

(配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。)

株主総会会場（明電舎大崎会館）のご案内図

東京都品川区大崎二丁目5番35号



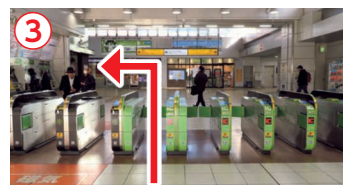
- 交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から徒歩約5分です。
また、南改札口を出て新西口から徒歩約6分です。
- 駐車場及びバイク・自転車の駐輪場のご用意はございません。
- 株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産のご用意はございません。
なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。



① 南改札口を出て右方向へお進みください。



② ThinkPark Tower手前のペデストリアンデッキから、エスカレーターで地上に降り、右に曲がって道なりに進みます。



③ 北改札口を出て左方向へお進みください。



④ 西口の階段を左へ降りた場所の信号を渡り、左手のT字路を右折して直進します。